

議案第 17 号

旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険条例（平成１７年旭市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第７条を次のように改める。

第７条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１５条に規定する妊娠の届出をした被保険者である妊産婦が、同日までに療養の給付又は療養費の支給を受けた場合の妊産婦付加金については、なお従前の例による。